

二宮町第 2 次環境基本計画

後期実施計画（案）

平成 31 年度～平成 34 年度

平成 31 年 3 月

二宮町

目次

I	計画の目的・位置づけ	1
II	計画の期間	1
III	計画の策定について	2
1.	生物多様性の保全	4
1-1.	吾妻山の保全と魅力の向上	4
1-2.	丘陵地や谷戸などの保全	5
1-3.	水と親しめる葛川の再生	7
1-4.	二宮海岸の保全と魅力の向上	9
1-5.	良好な自然を象徴する動植物の保全	11
2.	循環型社会の実現	12
2-1.	リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）	12
2-2.	リユースやリサイクルの促進	14
2-3.	ごみの適正な処理・処分の推進	15
2-4.	不法投棄防止の推進	16
2-5.	地産地消の促進	17
3.	低炭素社会の形成	18
3-1.	省資源・省エネルギー活動の促進	18
3-2.	自然エネルギーの活用	18
3-3.	緑化や雨水利用などによる環境の保全	21
3-4.	環境保全による安全なまちづくり	22
3-5.	快適な生活環境の向上	23
IV	計画の推進方策	27
V	計画の進行管理	27

I 計画の目的・位置づけ

二宮町第2次環境基本計画実施計画は、第2次環境基本計画（以下「基本計画」という）に基づき、町の取組みについて示した計画です。

これまで、中期実施計画（平成28年度～30年度）に沿って、各種施策を推進してきました。

このたび、中期実施計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、これまでの施策・事業の進捗状況等を踏まえて事業計画の見直しを行い、新たな事業計画として後期実施計画を策定します。

II 計画の期間

後期実施計画の計画期間は、平成31年度を初年度とし、平成34年度までの4年間とします。

Ⅲ 計画の策定について

<施策体系>

施策の方向及び施策の方向の位置づけは、基本計画の施策体系と同様、3本の基本目標と15本の基本施策とし、中期実施計画の体系をそのまま引き継ぎます。

<取組内容>

環境審議会の意見等を踏まえ、目的達成状況や事業実施状況による計画事業の整理統合、廃止及び新たに位置づける取組により、中期実施計画64事業に対し、57事業に取組みます。

また、後期実施計画においては、57事業のうち5事業を基本目標の達成に向けて、取組むべき重点事業として位置づけて取組みます。

<重点課題>

さらなる低炭素社会の形成強化

近年、地球規模での極端な豪雨や干ばつ、猛暑、大型台風などの発生頻度が増大してきており、温暖化対策の必要性が高まっています。国際的な動きとしては、平成27年に「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されるなど、温暖化防止策としての脱低炭素社会の形成に向けた意識や考え方の転換が行われています。

国内においては、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」で温室効果ガス削減目標（2030年度までに2013年度比で26%削減する中期目標）が掲げられたことや地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」が推進されているほか、平成30年2月には「気候変動適応法」が、平成30年4月には「第5次環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球温暖化に対する適応の観点や国際的な動きを取り入れた取組みが進められています。

また、県においても、平成30年3月に「かながわスマートエネルギー計画」が改訂され、地域において自立的なエネルギーの需要調整を図る分散型エネルギーシステムの構築を実現するための各種施策が、「SDGs」と理念と同じくして、引続き展開されていくこととなっています。

当町においては、自らが温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、地

域の模範となって町民の取り組みを促進するため、平成 28 年 3 月に「二宮町地球温暖化対策実行計画」を策定したほか、町民理解のための基盤づくりを優先的に行う一環として、平成 29 年 5 月には「COOL CHOICE」に賛同することを宣言し、各種の取組みの実施による促進を図ってまいりましたが、地球温暖化を防止するには、より多くの理解と協力が求められます。

今後、さらなる低炭素社会の形成強化を図るためにも、後期実施計画においては、温暖化対策に関する取組みの根強く継続的な実施を通じ、オーナーシップを持った町民一人ひとりの実践的な行動が促進されるよう普及啓発にあたっては、行動変容の動機付けとなるようなメリットや温暖化防止の効果などを具体的に示した啓発に努めてまいります。また、この実現には社会のあらゆる分野の人々の協力・連携が必要不可欠となりますので、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の一つであるパートナーシップにより、活動の輪をより一層広げていくとともに、ヒートアイランド現象など、他の環境問題に関する普及啓発とタイアップさせることで相乗効果も含めた推進を図ります。

1. 生物多様性の保全

多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち

二宮町は、里山（吾妻山や丘陵地）・里地（斜面林や谷戸、農地等）・里川（葛川等の河川）・里海（相模湾や二宮海岸）という、多様性に富む豊かな自然に恵まれています。

こうした自然を大切に保全し育み、その恵みに感謝するとともに自然と人間が生活のさまざまな場面で共生することをめざします。

<重点事業>

- ・ 里山再生育成事業（1-2-①）
- ・ 葛川水質調査の実施（1-3-④）
- ・ 海岸530推進キャンペーンの実施（1-4-④）

1-1. 吾妻山の保全と魅力の向上

吾妻山は多様な動植物が生息し、町民の憩いの場であるとともに二宮で最も多くの人々が訪れる観光スポットでもあります。良好な自然環境の保全を通じて吾妻山の魅力が高まることにより観光振興にもつながることを基本に、自然環境の保全と観光拠点としての調和を図ります。

そのため、吾妻山に案内板や動植物のプレート等を設置するとともに、高齢者や健康増進等の補助として階段や手すりを改善することなどを通じて、誰もが気軽に自然に親しめるような魅力ある整備や管理を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	公園等維持管理運営事業 公園等維持整備事業 自然環境の保全と観光拠点としての調和を図るため、施設や設備を充実させるための整備を行うとともに、 動植物 植生、動物 の生息状況に応じた公園管理を行う する 。	都市整備課	○	○	○	○

1-2. 丘陵地や谷戸などの保全

豊かな生物に象徴される打越川の「春の小川」のイメージを再生するなど、丘陵地や谷戸に広がる斜面林や農地等の里山や里地の自然環境と動植物を保全します。

そのため、里山に点在する遊休農地の活用を図るとともに、市街地や公園、宅地等のみどりの保全に取り組めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	里山再生育成事業 ----- 里山の保全育成を図るとともに、災害による被害抑制につなげるため、身近な里山の手入れや間伐材の再利用を通して、ボランティアによる里山体験を促進するも、里山の保全育成を図るとともに、災害による被害抑制につなげる。	産業振興課	○	○	○	○
②	土地改良事業（農道整備） ----- 農地の保全と地域農業の活性化を図るため、農道の整備及び維持管理を行う。整備においては、のり面の植生の回復を図るなど、自然環境に配慮した仕様を検討した上で、整備及び維持管理する。	産業振興課	○	○	○	○
③	ふれあい農園事業 ----- 農地の荒廃化防止のため、為に町が借りた農地を「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、農業委員会の承認を受け、た上で、「二宮町ふれあい農園事業実施要綱」により、町民へ1区画面積20㎡～30㎡を貸し出しを行う。す。（1区画20㎡、作付は、野菜と草花）	産業振興課	○	○	○	○

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
④	<p>遊休・荒廃農地対策事業</p> <p>農業の担い手不足により、増加している遊休・荒廃農地の解消と農地の保全のため、が増加していることから、新規就農者や販売を視野に入れた、市民農園規模以上に本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」など、新たな担い手の受け入れを積極的に行う、遊休・荒廃農地の解消と農地の保全に努める。</p> <p>また、有害鳥獣の被害に合いにくく、一般の果樹より手もかからないと言われているオリーブの普及栽培を進める。</p>	農業委員会事務局	○	○	○	○
⑤ 分	<p>緑の基本計画の推進</p> <p>緑地率 30%、公園等整備面積 43ha を目標とする「緑の基本計画」を推進では、目標年次の平成 37 年までに緑地確保の緑地率の目標を 30%、都市公園等整備の目標を 43ha としており、目標を実現するため、指定区域内の山林等所有者へに対して自然保護奨励金のを交付する（県事業）やとともに「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づくき保存樹木の指定により、松等における緑の保全に努める。</p>	都市整備課	○	○	○	○
⑥	<p>二宮せせらぎ公園におけるホタル観賞会の実施</p> <p>ホタルの生態を知ることを通じ、水辺等の自然環境の保全に対する理解を得るため、二宮せせらぎ公園を維持管理するとともにホタルの観賞会を実施することにより、ホタルの生態を知ると共に、水辺等の自然環境保全の理解を得る。</p>	都市整備課	○	○	○	○

1-3. 水と親しめる葛川の再生

町の中心部を南北に流れる葛川を、町民が親しめ、子どもが水遊びできるような里川として再生を図ります。

そのため、葛川の水質のより一層の向上に向けて、家庭からの生活排水や事業所等からの排水の適正な処理に努め、葛川での生物調査や水質調査の実施を継続的におこなうとともに、清掃活動や親水イベントの支援等を行います。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	公共下水道整備事業 酒匂川流域関連二宮公共下水道による処理区域の一層の拡大を図るためとして事業に着手しており、年次毎に効率的な汚水枝線の実施設計及び整備工事を実施する行い、処理区域の一層の拡大を図る。	下水道課	○	○	○	○
②	下水道の普及促進 下水道への接続奨励による未接続者の接続を図るため、下水道排水設備設置に係る水洗化改造等奨励金支給又は水洗化融資あっせん利子補給を実施するとともに、下水道や汚水処理に関する情報発信による啓発に努める。また、下水道の早期接続を奨励すると共に、未接続者への接続勧奨を行う。	下水道課	○	○	○	○
③	家畜環境整備対策事業 衛生的な家畜の飼養環境整備を図るため、家畜用浄化槽の整備、修繕に対する補助を行うとともに衛生管理等浄化槽の消毒薬品を配布し環境の整備を図る。	産業振興課	○	○	○	○
④	葛川水質調査の実施 家庭・事業所等の排水による河川の水質実態を把握するため、町内河川の水質を調査するとともにを行い、家庭・事業所等の排水による水質汚濁を未然に防止するため、さまざまな広報媒体を通じて調査結果を情報提供する。と葛川の環境の把握を行う。	生活環境課	○	○	○	○

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
⑤	葛川美化推進事業 葛川にごみを捨てにくい環境づくりをめざすため、ボランティア団体や一県等と連携し、ごみの回収や水生生物の生息確認、草刈り等を実施するとともに、また、清掃を行っている団体があることを町民に周知することにより、ごみを捨てにくい環境づくりをめざす。	生活環境課	○	○	○	○
⑥	葛川の再生に向けた広域的対策 葛川サミット構成町の連携により、広域的に葛川の再生を図るためによる葛川サミットの運営と、定期的な情報・意見の交換のほか、葛川の清流復活や葛川を活用したまちづくりに関する調査研究・と事業の提案、葛川を活用したまちづくりに関する調査研究と事業の提案などを行う。	企画政策課	△	△	△	△
⑦	水資源に関する学校での教育 学校、住民、地区の協力、行政、教育委員会の連携推進 水資源への意識付けのため、水資源についての教育をタムの見学（遠足）で地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	教育総務課	○	○	○	○
⑧	葛川改修計画（県） 一河川管理者の県に対して、多自然型護岸整備を実施するよう要望し、実現を期する。	都市整備課				

1-4. 二宮海岸の保全と魅力の向上

「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林は、景観的にも重要な町の資源であり、観光スポットとしても魅力の向上が期待されます。こうした二宮海岸を保全することを通じて、町民や来訪者が憩い、親しめる海辺の環境づくりを進めます。

そのため、海岸美化活動（530キャンペーン等）を推進するとともに、様々な体験を通じて感じる自然など、人と人との関わりのなかで二宮海岸が有する自然の魅力を向上させます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① ⑤	海岸保全対策事業 漁港区域内外における海岸の保全を図る対策のため、漁港区域内外において養浜工事を実施すし海岸保全に努める。	産業振興課 都市整備課	○	○	○	○
② ⑦ 移	海岸清掃（かながわ海岸美化財団）の実施 海岸の保全を図るため、その不法投棄を防止「相模湾を次代に引き継ぐ新しい海岸美化のしくみを構築する」目的で設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団の活動と連携し、海岸清掃によりごみを回収の協力を得て海岸美化を推進する。	生活環境課	○	○	○	○
③ ④	釣り客、地引網等のゴミ処理、ごみのゴミ持ち帰りのマナー向上の徹底 海岸の保全を図るため、漁港区域の管理において、海岸利用客へ啓発看板を設置するとともに、誘発防止のため海岸来場者数が増加する時期の産業振興課職員による海岸清掃を行うし、美化意識の高揚を図る。	産業振興課	○	○	○	○
④ ⑧	湘南海岸530ごみゼロ推進キャンペーンの実施 美化意識の高揚により、海岸の保全の気運を高めるため、町民、ボランティア団体、各地区等の協力を得て、にのみや海岸の一斉清掃を行い、海岸の保全活動を行う。	生活環境課	○	○	○	○
⑤ ⑨	松の保全事業 松を保全することにより、海岸の景観を保全するため、松くい虫被害予防のための薬剤を⑨注入し、被害木を⑨伐倒すを行い、松を保全することにより、災害の抑制につなげる。	産業振興課	○	○	○	○

⑥	梅沢海岸観光事業	産業振興課				
③	朝市や地引網等による三宮海岸の魅力向上 <hr/> <u>海岸の魅力向上のため、観光トイレの維持管理を行うとともに、朝市や地引網などを通じて町内外問わず多くの人に梅沢三宮海岸の良さを知ってもらえるようPRを行う。</u>		○	○	○	○

1-5. 良好な自然を象徴する動植物の保全

多様な緑と水に支えられた里山・里地・里川・里海に生息する動植物を保全し、将来世代に豊かな自然を伝えていきます。

そのため、情報提供の工夫やイベント等を通じて、環境学習や日常生活での身近な取組を広めていきます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	<p>自然環境を知るための講座の実施開催</p> <p>自然環境への関心を高めるため、二宮の動植物について学び、自然とに親しむ講座などを開催することにより、二宮の動植物について学び、自然環境への関心を高める。</p>	生涯学習課	○	○	○	○
②	<p>有害鳥獣被害対策事業動物の適正な管理</p> <p>人と自然が共生するまちづくりをめざすため、外来種や有害鳥獣の捕獲許可等、適正な管理を行うとともに、また、県、近隣市町村、農業者等と連携し、農業被害、生活被害をの防止し、や生態系をの保持するを図り、人と自然が共生するまちづくりをめざす。</p>	産業振興課 生活環境課	○	○	○	○

2. 循環型社会の実現 環境にやさしい循環型のまち

ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進していきますが、二宮町独自の3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化や資源化等に取り組み、きれいなまちづくりを進めます。

同時に、町内で生産される農産物や海産物等についても、生産・流通・消費の循環を町内で形成することによって循環型の社会を実現していきます。

<重点事業>

- ・二宮町一般廃棄物処理基本計画の推進（2-3-①）

2-1. リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）

日常生活でのごみの減量化を町民、事業者、町が一体となって取り組み、循環型のごみ処理を促進します。

そのため、水分ひとしぼり運動をさらに広げるとともに、マイバッグ・マイボトルの利用促進や無駄になるような物は買わない（ごみの発生抑制）などの普及啓発などを進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 続	ごみ減量化推進事業 ごみの発生を抑制するため、環境活動団体等との連携・協力によるイベントやさまざまな広報媒体等を通じて、リデュース（将来ごみとなるようなものを無駄に買わないこと（発生抑制：Reduce）に関する普及啓発を行う。	生活環境課	○	○	○	○
② 続	マイバック・マイボトル等の利用促進啓発 ごみの発生を抑制するため、イベントやさまざまな広報媒体等を通じて、マイバック・マイボトルの利用促進や宮町商店連合協同組合と連携・協力によるレジ袋の削減に関する普及啓発を行うにより、レジ袋の削減にご協力をいただいた方への王コポイントを進呈する。	生活環境課	○	○	○	○

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
③	<p>水分もうひとしぼりの運動の推進</p> <p>ごみの排出を抑制するため、イベントやさまざまな広報媒体法報等を通じてにより、<u>生ごみの水分もうひとしぼりの実施に関する普及啓発を行うこと</u>で、<u>可燃生ごみに含まれる</u>水分量を減らす。</p>	生活環境課	○	○	○	○
④ 移	<p>食べ残しゼロ運動の推進</p> <p>ごみの排出を抑制するため、イベントやさまざまな広報媒体を通じて、<u>3010 運動（宴会時の食べ切り）等の実施に関する普及食べ物を残さないような啓発を行う。</u></p>	生活環境課	○	○	○	○
⑤ ④	<p>ごみ減量化推進協議会による減量化の推進</p> <p>さらなるごみの減量化方策を研究するため、<u>ごみ減量化推進協議会を開催ごみの減量化（3Rの推進）方法等を研究し、町民に啓発する。</u></p>	生活環境課	○	○	○	○

2-2. リユースやリサイクルの促進

平塚市・大磯町・二宮町によるごみ処理広域化の推進により、ごみの資源化を進めます。

そのため、剪定枝の資源化、洋服や家具等のリユースの促進、生ごみ処理機の普及による生ごみの堆肥化の推進に向けた生ごみ堆肥化容器購入への補助等によって、資源化の促進を図ります。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 新	リユースショップの利用促進 ----- リユースを促進するため、イベントやさまざまな広報媒体を通じて、リユースショップの利用や中古品の再利用に関する普及啓発を行う。	生活環境課				
④ 廃	剪定枝チップper機の貸出 ----- 剪定枝チップperを貸し出し、自家処理を推進する。	生活環境課				
② ④	グリーン購入の推進 ----- リユースやリサイクルを促進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境への負荷の少ない環境物品の調達を推進する。	生活環境課	○	○	○	○
③ ②	生ごみ処理機の導入促進 ----- リサイクルを促進するため、イベントやさまざまな広報媒体を通じて、生ごみ処理機による堆肥の再生利用に関する普及リサイクルを啓発を行うとともに、生ごみ処理機購入者に、購入費用の一部を補助による導入促進を図り、廃棄物の減量化・資源化を推進する。	生活環境課	○	○	○	○
⑤ 廃	廃食油回収事業（石けんづくり） ----- 家庭から出た廃食用油を収集し、インク原料等にリサイクルするとともに、環境団体等と連携し、石けんづくりを実施する。	生活環境課				

2-3. ごみの適正な処理・処分の推進

二宮町一般廃棄物処理基本計画にもとづき、適正なごみの分別収集、処理・処分を進めます。

そのため、適切にごみの分別収集を促進し、地域ごとの積極的な取組を支援します。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	二宮町一般廃棄物処理基本計画の策定→推進 町民の快適な生活環境づくりに寄与す循環型社会の構築に努めるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、規定する一般廃棄物処理基本計画を改訂→推進する。	生活環境課	○	○	○	○
② 変	ごみ置場散乱防止対策事業（カラスネット配布） カラス等によるごみ散乱を防止するため、カラス対策の方法等を周知するとともに、カラスネットを配布し、ごみ散乱を防止する。	生活環境課	○	○	○	○
③	し尿処理事業（施設の適正な維持管理） し尿の衛生的処理により生活環境を保全するため、し尿処理施設の適正な維持管理運営を行うい、環境の保全を図る。	生活環境課	○	○	○	○
④	最終処分場施設運営事業（適正維持管理） 周辺的生活環境への影響を防ぎ、環境汚染の未然防止に努めるため、埋め立てを終了したている最終処分場の適正な維持管理を行う。	生活環境課	○	○	○	○
⑤ 新 統	ごみの処理・処分にに関する学校での教育 学校、住民、地区の協力、行政、教育委員会の連携推進 ごみの適正な処理・処分への意識付けのため、ごみの出し方や処理についての教育を学校で地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	教育総務課	○	○	○	○

2-4. 不法投棄防止の推進

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、まちの美化や環境保全を進めます。

そのため、不法投棄パトロールの実施のほか、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上、家電製品等の不法投棄に対する対応策等について検討し、取組を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	不法投棄防止事業 <u>不法投棄を未然に防ぐため、県、警察、ボランティア団体と連携し、不法投棄監視及び不法投棄物の撤去を行う。</u>	生活環境課	○	○	○	○
② 新	ごみのポイ捨て防止事業 <u>ごみのポイ捨てを防止するため、イベント等を通じて、タバコのポイ捨て禁止等に関する普及啓発を行う。</u>	生活環境課				
② 移	海岸清掃（かながわ海岸美化財団） <u>海岸での不法投棄を防止「相模湾を次代に引き継ぐ新しい海岸美化のしくみを構築する」目的で設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団の活動を支援し、海岸清掃によりごみを回収の協力を得て海岸美化を推進する。</u>	生活環境課	1 - 4 - ②へ			

2-5. 地産地消の促進

農産物や海産物など地元の食材の購入や消費を促進するなど、地元産品が町内で循環するように努めます。こうした取組を食育等とも連携しながら、地域経済の活性化にもつながっていくことをめざします。

そのため、地元産品の消費や食品ロス削減を促進します。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	地元産品の消費促進 地産地消を促進するため、朝市やイベントを通じて、地元で採れた農産物や海産物の購入を促進する。	産業振興課	○	○	○	○
② ③	地元産品の循環型活用の促進 地産地消を促進するため、地元産品を消費して出た生ごみの堆肥化と、その堆肥の家庭菜園やふれあい農園等での活用を推進する。	生活環境課	○	○	○	○
④ 移	食べ残しゼロ運動の推進 ごみの減量化のため、食べ物を残さないような啓発を行う。	生活環境課	2 - 1 - ④へ			

3. 低炭素社会の形成 地球環境の保全に取り組むまち

二酸化炭素排出量の削減については、地球全体での持続可能性が問題となり、日本全体では家庭部門における削減の進展が課題となっています。そのような状況をふまえ、戸建住宅を中心とする二宮町においては、低炭素社会の形成に向けたさまざまな取組が可能と考えます。

また、豊かな自然に恵まれている本町において、自然の恵みに感謝するとともに、時に自然の力は災害の脅威にもなることから、自然や地球環境を意識したライフスタイルの転換を図っていきます。

<重点事業>

- ・地球温暖化防止運動の啓発（3-1（2）-③）

3-1. 省資源・省エネルギー活動の促進

3-2. 自然エネルギーの活用

日常生活での省資源や省エネルギー化を進め、家庭や事業所などでの二酸化炭素の排出を削減するとともに、自転車や公共交通などの利用促進を通じた移動の際の二酸化炭素の排出を抑制します。

そのため、節電に向けた取組や、地球環境に配慮した交通手段の利用促進に向けた仕組みづくりを進めます。

また、太陽エネルギーなど、二宮町の地形や住宅地の特性などを活かした自然エネルギーの導入を促進します。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 保	地球温暖化対策実行計画の策定	生活環境課				
	温室効果ガスの排出抑制を推進するため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、廃棄物等の発生抑制等について計画的な施策を検討する。		△	△	△	△

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
② 分	ムダな電力消費等の節約啓発 節電を促進するため、さまざまな広報媒体やホームページ、子ども向けチラシの学校での配布を通じて、等で節電に関する普及啓発を行う。	生活環境課	○	○	○	○
③ 統	地球温暖化防止運動の啓発 地球温暖化防止運動を推進するため、環境活動団体等との連携・協力によるイベントやさまざまな広報媒体を通じて、エコドライブキャンペーンや再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行う（太陽光・風力発電等）、省エネフレーム・省コキュート等の高効率機器設備の情報提供を通じて地球温暖化防止を啓発する。	生活環境課	○	○	○	○
④	エコカーの導入（電気自動車等導入検討）事業 職員の公用車利用による環境への負荷を軽減するため、「二宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを導入する。	財務課	○	○	○	○
⑤ 保	歩行者や自転車が安全に楽しく利用できるシステムづくり（ベンチ、バリアフリーの推進） 道路交通環境の改善の推進及び歩行者の安全確保による交通環境整備により環境への負荷を軽減するため、を目的に道路を拡幅を実施するとともに、また、高齢者、障がい者等の誰もが安全・安心にのり区別なく通行ができるようバリアフリー化を推進する。	都市整備課	△	△	△	△
⑥	環境負荷の少ない交通の利用促進 環境負荷の少ない交通手段（公共交通）の利用を促進するため、公共交通の利用促進に関する普及啓発を行うとともに、バス停毎の乗降実績等を基に町が運行するコミュニティバスの見直しを検討するの少ない交通手段の利用を促進し、利用者ニーズを捉え、コミュニティバス・デマンドタクシーの見直しを行い、環境負荷の少ない交通手段の利用を促進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。	企画政策課 都市整備課	○	○	○	○

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
⑦	<p>駅前駐輪場の運営整備（利用者の利便性向上）</p> <p>環境負荷の少ない交通手段（自転車）の利用を促進するため、駅周辺に整備したの自転車駐輪場を利用者の利便性に配慮して運営が利用しやすいように整備をすることにより、通勤通学時の自動車の利用を抑えることで排気ガスの減少に寄与する。</p>	防災安全課	○	○	○	○
⑧ 変	<p>自然エネルギーに関する情報収集・啓発</p> <p>自然エネルギーの利用を促進二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化防止を推進するため、イベントやさまざまな広報媒体を通じて、国・県の情報も含めた自然エネルギーに関する情報を収集し、普及啓発を行う情報を住民→事業者等へ提供し、関心を高める。</p>	生活環境課	○	○	○	○
⑨ 新 続 分	<p>地球温暖化防止に関する学校での教育対策の意識付け</p> <p>地球温暖化防止への意識付けのため、温暖化対策についての教育を学校と連携して行う温暖化対策に対する意識付けを図るため、地球温暖化に関する環境教育を実施する。</p>	生活環境課	○	○	○	○

3-3. 緑化や雨水利用などによる環境の保全

建築物の緑化による地球温暖化対策、敷地内での雨水浸透や雨水の有効利用等による地球環境の保全に向けた取組を進めます。

そのため、グリーンカーテンの促進や花いっぱい運動等を推進し、日常生活での身近な緑や水を大切にすることにより、地球環境の保全に向けた意識を醸成し、取組を広げていきます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	建築物の緑化の推進 <u>建物の温度上昇を抑制するため、公共施設などの建物に植物（グリーンカーテン）を設置し、建物の温度上昇を抑制するとともに、イベントやさまざまな広報媒体を通じて、町民への普及促進を図る。</u> （緑のカーテン等）	生活環境課	○	○	○	○
②	開発行為等における緑化指導（要綱、指導、条例） <u>緑地面積を確保するため、「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例指導要綱」及びに規定する開発行為等を施行する事業主に対し、「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき、開発行為完了後の緑化推進を指導する。</u>	都市整備課	○	○	○	○
③	雨水浸透施設設置の指導 町内の自然環境の保全のため、 <u>「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、雨水浸透施設（屋根等に降った雨水を宅地内に浸透させる雨水浸透施設）の設置を指導する。</u>	都市整備課 下水道課	○	○	○	○
④	花いっぱい運動の推進 <u>町内の緑化及び住民の緑化意識の高揚を図るため、町内の公共施設等に年2回の花壇やプランター等の花の植栽を行う</u> い、町内の緑化及び住民の緑化意識の高揚を図る。	都市整備課	○	○	○	○

3-4. 環境保全による安全なまちづくり

自然に感謝し、自然からの恵みだけでなく、大規模災害等における減災の視点から環境保全の取組を進めます。

そのため、海岸の松林や里山の斜面林の保全や道路の排水溝の清掃（集中豪雨時の冠水防止）を促進していきます。

こうした取組を通じて、自然と人間との関わりを捉え直し、安全なまちづくりを進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
①	側溝や集水桝の補修・清掃（冠かん水防止） ----- <u>集中豪雨時の冠水防止対策により環境を保全するため、</u> 町民等と連携し、 <u>かん水防止のため、</u> 側溝や集水桝の補修・清掃を <u>行う実施する。</u>	生活環境課 都市整備課	○	○	○	○
②	狭あい道路等拡幅整備事業 ----- 町民の日常生活の利便増進及び災害時における安全 <u>確保</u> <u>により環境を保全すを</u> 図るため、建築基準法第42条第2 項等に基づく道路に対し、二宮町狭あい道路等拡幅整備要 綱により、道路を整備する。	都市整備課	○	○	○	○

3-5. 快適な生活環境の向上

大気汚染や悪臭、騒音などへの対策を行うとともに、二宮町の特長である空気がきれいで風通しの良い快適な生活環境の向上に努めます。

そのため、地域美化活動の推進や公害防止対策（大気騒音測定）とともに、緑豊かな二宮らしい街並みの保全など、環境面からのまちの景観形成を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 統	地域美化活動の推進 ----- 地域美化活動の推進により快適な生活環境の向上を図るため、ごみ袋の配布、保険の加入等 など 美化清掃活動を行う個人・団体への支援を行う い 、地域美化を推進する。	生活環境課	○	○	○	○
②	公害防止対策事業 ----- 公害の防止により快適な生活環境の向上を図るため、 <u>県、事業者等と連携し、町内各所で道路騒音や河川水質（健康項目）を環境測定を実施するとともに、ホームページを通じて、測定結果を情報提供ことにより、町の環境状況を把握し、騒音苦情等を未然に防止する。</u>	生活環境課	○	○	○	○
③	屋外燃焼行為による被害の防止 ----- <u>屋外燃焼行為による被害の防止により快適な生活環境の向上を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、違反者に対して行われる屋外燃焼行為のを中止させ、町民への被害を指導防止する。</u>	生活環境課	○	○	○	○

4. 計画の推進方策

— 3つの基本目標に共通する取組み

— 基本計画では、「町民・事業者・町」、「横断的な取組」「学習・情報共有」の3つを軸に計画の推進について位置付けています。本計画においても、基本計画の3つの軸にそって取組を示しました。

4-1. “町民・事業者・町”による計画推進

— 町民・事業者・町の3者が連携し協力して取り組むことによって計画を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 廃	環境基本計画の推進 ----- — 環境審議会の意見を聴取し三宮町環境基本計画実施計画の推進を図る。	生活環境課				
② 統	環境に関するイベントの開催 ----- — 環境活動団体との連携・協力によりイベントを開催し、団体の活動の紹介を通じながら、環境問題への意識啓発を行う。	生活環境課		2 - 1	-①へ	
③ 統	環境保全に取り組む団体への支援 ----- — 自主的・建設的に環境保全活動を行っている町民・団体の活動支援を行う。	生活環境課	3 -	5	-①へ	
④ 統	商店街等との連携による環境に関するシステムづくり (買い物かご持参による優遇措置など) ----- — 三宮町商店連合協同組合と連携し、レジ袋不要等のごみの減量化にご協力をいただいた方にエコポイントを進呈する。	産業振興課		2 - 1	-②へ	

4-2.“横断的な取組み”による計画推進

——自然環境と生活環境、地球環境は、相互に関連していることから、計画の推進にあたっては、施策間・組織間での横断的な取組により計画を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 廃	ボランティア団体のネットワークづくり ——ネットワークづくりに役立てていただくため、町民活動団体の活動拠点として「町民活動サポートセンター」を運営する。	地域政策課				
② 統	学校、住民、地区の協力、行政、教育委員会の連携推進 ——地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	教育総務課	1	3	—⑦へ	
			2	3	—⑤へ	
			3	1 (2)	—⑨へ	

4-3.“学習・情報共有”による計画推進

——状況の変化やニーズ等に応じて、環境に関する学習や情報を共有しながら計画を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

No.	事業等の名称 ----- 事業内容	担当課	実施予定			
			31	32	33	34
① 統	環境情報の提供 ----- —町で実施した環境測定結果など環境に関する情報をホームページや広報を通じて提供する。	教育総務課		1 - 3		-④へ
② 廃	町民参加による環境教育 ----- —地域の清掃活動を児童・生徒が町民と一緒に行う。	教育総務課				
③ 統	小中学校と環境保全団体等との連携による住民参加型環境教育の実施 ----- —小中学生と環境保全団体等との連携による環境教育を実施し、環境に関心のある青少年の育成をめざす。	生活環境課		1 - 3		-⑦へ 2 - 3 -⑤へ 3 - 1 (2) -⑨へ
④ 統	高齢者等の協力により、町の歴史や生活の変化を語り継ぐ機会づくり ----- —町の歴史や文化などについて学ぶことにより郷土愛を深める。	生涯学習課		1 - 3		-⑦へ 2 - 3 -⑤へ 3 - 1 (2) -⑨へ

IV 計画の推進方策

<推進方策内容>

基本計画では、計画を推進する上での方策として、「町民・事業者・町の3者の連携」、「横断的な取組」、「学習・情報共有」の3つを軸に位置付けています。本計画においては計画事業毎に対応する推進方策を明確化することで、効果的な推進を図ります。なお、計画推進にあたっては、町民・事業者・町それぞれの多種多様な連携・協力を通じ、きっかけづくり・仲間づくり・運動づくりの3段階構造によるスパイラル的な取組み推進を図るとともに、計画事業間に留まらず、関係機関との横断的な取組の推進を図るほか、幼少期からの環境教育を通じて、環境問題に関する関心を高められるよう積極的な学習・情報共有に努めます。

V 計画の進行管理

本計画では、「PDCAサイクル」を基本とし、各事業等の進捗状況を把握、評価することで計画の進行管理を行います。進捗状況については評価シートを用いて把握・管理します。その評価結果については、環境審議会の意見聴取を受けて、ホームページ等で公表します。

また、後期実施計画の最終年度をもって基本計画が終了するため、次期基本計画の策定に向け、各基本目標の達成進行管理を行います。